

11月は

「児童虐待防止推進月間」です

あなたしか 気づいてないかも そのサイン

児童虐待は社会全体で関わり、解決していくべき問題です。

児童虐待とは？

身体的虐待

殴る、蹴る、熱湯やタバコを押し付けてやけどを負わせるなど、児童の身体に外傷を生じるような暴行を加えること。また、戸外に締め出すなど、生命・健康に危険のある行為

性的虐待

児童にわいせつな行為をすること・させること、性器や性交を見せる、被写体にするなどの行為

ネグレクト

重大な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したまま外出する、車の中に放置する、食事を与えない、不潔な環境の中で生活させるなど、保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為

心理的虐待

子どもの心を傷つけるようなことを繰り返し言う、無視する、他のきょうだいは差別的な扱いをする、家族などへの暴力・暴言を見聞きさせるなど、心理的な外傷を与える行為

子どもへの体罰は法律で禁止されています

こんなことをしていませんか？

- ・ 何度も言葉で注意したが、言うことを聞かないので頬を叩いた。
- ・ 友だちを殴ってけがをさせたので、同じように子どもを殴った。
- ・ 宿題をしなかったので夕食を与えなかった。

これらは全て体罰です

体罰等が繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。※道に飛び出しそうな子どもを手をつかむなど、子どもを保護するための行為などは該当しません。

体罰としつけはどう違うの？

体罰とは、子どもの身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を用意したにもたらず行為(罰)です。しつけとは、子どもの人格や才能を伸ばし、自律した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。



オレンジボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

子どもと向き合い、社会生活をしていく上で、必要なことをしっかりと教え伝えていくことも必要です。子どもにしつけをするときには、子どもの発達しつつかある能力に合う方法で行う必要があります。体罰でおさえつけるしつけは、この目的に見合うものではなく、許されません。

子どもとの関わり方の工夫

- 否定的な感情が生じたときは、まずはそういう気持ちに気づき、認めることが大切です。
- 自分の時間や心に余裕がないときは、深呼吸をして気持ちを落ち着かせる、窓を開けて風にあたるなど、気分転換しましょう。
- 周囲の力を借りると解決することもあります。勇気をもってSOSを出すことで必要な支援やサービスにつながります。

「もしかして虐待かも」と感じたことはありませんか。親子の未来を守るため、心配な親子を見かけたとき、子育てに関して悩みがあるときなど、相談窓口へご相談ください。

相談窓口

<p>児童虐待かもと思ったら、児童相談所虐待対応ダイヤル ※お住まいの地域の児童相談所につながります。</p>	<p>いちはやく 189 (通話料無料・24時間対応) *一部のIP電話からはつながりません。</p>
<p>生命の危険があるとき</p>	<p>警察署110番に通報してください。 郡家警察署 ☎72-0110</p>
<p>～子育てのこと、頼れる場所があります～ 児童相談所相談専用ダイヤル ※お住まいの地域の児童相談所につながります。</p>	<p>いちはやく おなやみを 0120-189-783 (通話料無料)</p>
<p>親子のための相談LINE</p>	<p>友だち追加をしてご利用ください▶▶▶ ※緊急の場合は189や相談専用ダイヤルへ ※匿名でも相談できます</p>
<p>出産・子育てに関する悩みがあるとき</p>	<p>八頭町役場保健課 ☎72-3566</p>

11月は「高齢者虐待防止推進月間」です ～ 知ろう！防ごう！高齢者虐待 ～

■高齢者虐待防止法とは？

高齢者に対する虐待が深刻な状況にあるなか、平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（通称：高齢者虐待防止法）が施行されました。

この法律では、虐待を次の5つに分類しています。



虐待の種類	例えば…
身体的虐待	○たたく、つねる、殴る、蹴る、打撲させる など
介護の放棄・放任（ネグレクト）	○食事や水分を十分に与えず、低栄養・脱水状態にする ○必要とする介護・医療サービスを制限する、使わせない など
心理的虐待	○怒鳴る、ののしる、子ども扱いする、無視する など
性的虐待	○排せつの失敗に対して罰として下半身を裸にして放置する ○性的暴力や性的ないたづらをする など
経済的虐待	○日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない ○年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する など

※これらの虐待が重複して行われている場合もあります。

■介護で無理をしていませんか？ 周囲にこのような方はいませんか？

- チェック 介護の負担を一人で抱えている
 介護でイライラしている
 身近に頼れる家族や友人がいない
 介護の方法が分からず困っている
 経済的に困窮をしている

このような状況は、介護をする方に身体的・精神的な負担がかかりやすくなり、高齢者虐待につながる心配があります。

■高齢者虐待を防ぐために

介護をされている方へ

一人で介護を抱え込むとストレスが大きくなり、虐待につながってしまうことがあります。自分のために時間を作る、誰かに相談をして気分転換を図るなど、ストレスをため込まないようにしましょう。

認知症の方と家族のつどい

認知症や介護の悩み・不安について、一人で抱えていませんか。毎月認知症や介護についての相談や情報交換ができる会を開催しています。介護をされている方、これからされる方など、どなたでも参加できますので、気軽にご参加ください。

日時 毎月第3月曜日 13:30～15:30
会場 那家保健センター 2階研修室
 ※12月のみ八頭町社会福祉協議会

地域の方へ

周囲に支援を必要としていながらも自ら声を上げることができない高齢者や介護をされている方がいるかもしれません。普段の様子と違う高齢者の方を見つけたら声をかける、介護に困っている家族がいたら話を聞くなど、小さな「気づき」が早期発見につながり、高齢者虐待を防ぐ大きな力になります。

◇ ご相談は地域包括支援センターへ ◇

皆さんからの相談・通報により、高齢者虐待を未然に防ぐことや、早期に支援につなげることができます。もしかしらと思ったら、地域包括支援センターまでご相談ください。

※守秘義務により、誰が連絡・通報したかが周囲に漏れることはありません。



連絡先 八頭町地域包括支援センター
☎72-3574 FAX72-3565